

最高人民法院

「知的財産権に係る民事訴訟の証拠に関する若干の規定（意見募集稿）」意見募集表

会社名： 日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
<p>第二条</p>	<p>「人民法院は、公平原則と誠実信用原則に基づき、当事者の証拠保有状況、挙証能力、主張された事実の発生可能性等の要素を総合的に考慮した上、知的財産権に係る民事訴訟において立証責任を負う当事者に対して、関連証拠を提出するよう要求することができる。」</p> <p>※上記の様に修正。</p> <p>上記修正に加え、本条で規定されている関連証拠の提出要求と、第二十九条の証拠提出命令の関係が不明なため、それぞれ適用を想定している場面、発動要件、効果について説明いただきたい。特に、本条の提出要求の拘束性と、要求に応じなかった場合の効果について明確にされたし。</p>	<p>関係証拠の提出を要求される当事者は「立証責任を負う」当事者であることを明確に規定すべきである。</p> <p>また、本条に定める関連証拠提出要求の要件およびこれに応じなかった場合の効果、更には第二十九条に定める証拠提出命令との関係を明確にされたし。</p>
<p>第三条</p>	<p>「<del>専利権侵害紛争が新製品ではない製造方法</del>の発明専利に係る場合、権利者は以下のすべての事実を挙証により証明しなければならない。</p> <p><del>（一）被疑権利侵害者が製造した製品と専利方法で製造された製品とが同一製品に該当すること、</del></p> <p>（一）被疑権利侵害者が製造した製品は専利方法により製造された可能性が高いこと、</p> <p>（二）被疑権利侵害者が専利方法を使用したことを証明するため、権利者が合理的な努力を尽くしたこと。</p> <p>権利者が前項の挙証を完了した後、人民法</p>	<p>「新製品ではない製造方法」の「新製品」がどのようなものを指すのか不明である。</p> <p>異なる製品であっても同一の工程で製造される場合があり、製造方法の発明専利の侵害判定にあたって製品の同一性は本質的ではないことから、「（一）被疑権利侵害者が製造した製品と専利方法で製造された製品とが同一製品に該当すること」は立証対象に含めるべきではない。</p> <p>一方、（二）の被疑侵害製品が専利方法により製造された可能性が高いことと、（三）の権利者がその立証に合理的な努力を尽くし</p>

	<p>院は、被疑権利侵害者に対して、その製品の製造方法が専利方法と異なることを証明するための証拠提出を要求する<u>ことができない</u>。」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>たことは、ともに併せて立証されるべき事項であるため、「『すべての』事実を挙証により証明しなければならない」と修正することを提案する。</p> <p>権利者が第一項の立証をした場合には、立証責任が転換され、被疑権利侵害者側に反証をさせる必要があるため、第二項から「ことができる」を削除し、人民法院が必ず被疑権利侵害者に証拠提出を要求するようすべきである。</p>
第四条	<p>「被疑権利侵害者が提供した被疑権利侵害商品、製品の供給源に係る証拠が、その合理的な注意義務の程度に相当するものである場合、前項第一号、第二号の挙証が同時に完了されたと認定することができる。」のうち、「その合理的な注意義務の程度に相当する」の意味を明確にされたし。</p>	<p>「その合理的な注意義務の程度に相当する」の意味が不明である。</p>
第八条	<p>「知的財産権侵害の事実を発見または証明するために、自らまたは他人に依頼して、通常の購入者の名義で被疑権利侵害者から権利侵害物品を購入することで<u>正当に</u>取得した実物、手形等は、被疑権利侵害者の権利侵害を起訴する証拠として使用することができる。」</p> <p>※上記の様に修正。</p> <p>また、「通常の購入者の名義で」の意味を明確にされたし。</p>	<p>証拠として使用できる物品は、正当に取得したものに限られるべきである。</p> <p>また、「通常の購入者の名義で」の意味が不明である。</p>
第九条	<p>本条に定める「認証手続」とはどのような手続に該当するのか不明瞭のため、明確に規定されたし。第十条および第十一条にはそれぞれ公証、認証、証明手続といった文言が登場するが、これらの相違を明確にされた</p>	<p>「認証手続」が具体的にどのような手続を指しているのか不明である。</p>

	し。	
第十条	<p>「(二) 公的に、または、公的なルートから取得できる公開されている出版物、専利検索文献等、」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	「専利検索文献」という用語は一般的でなく、いわゆる特許公報を意味するのであれば単に「専利文献」と記載すべきである。
第十一条	<p>「委任状において、訴訟代理人が代理参加する訴訟手続が明確に限定されたにもかかわらず…」の「委任状」は、直前の文章と同様に中華人民共和国の領域外で形成された委任状のみを意味しているのか、それとも領域内で形成された委任状も含んでいるのか、明確にされたし。</p>	「委任状」の範囲が不明確である。
第十二条	<p>「人民法院は、当事者または利害関係者による証拠保全の申立に対して、次の要素を考慮して審査しなければならない。</p> <p>(一) 証拠が公証機関により保全できるかどうか、</p> <p>(二) 証拠滅失または以後取得困難の可能性、</p> <p>(三) 証拠滅失または以後取得困難による要証明事実への影響</p> <p>(四) 採用可能の保全措置による証拠保有者への影響、<del>一</del></p> <p><u>(五) 被疑権利侵害者が専利権を侵害している蓋然性。」</u></p> <p>※上記の様に修正。</p>	証拠保全は、(一)～(四)の要素に加え、被疑権利侵害者が実際に専利権を侵害している蓋然性が高いことを証拠保全の申立人が立証できた場合に限って認められるべきである。
第十五条	<p>「証拠保全裁定書は、証拠保全時にその場で証拠保有者に送達しなければならない<del>ことができる。</del>」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	証拠保全裁定書は、証拠保全の根拠となる書類であり、手続保障のためにも送達は必須である。
第十六条	<p>「人民法院が保全措置を講じた証拠につい</p>	証拠の改ざん等を当事者が直接的に行う場

	<p>て、知的財産権に係る民事訴訟の当事者が、<u>直接又は間接的に、勝手に証拠の実物の解体・取替え、証拠材料等の改ざん、証拠保全時の本来の様子を破壊したりした場合であつて、…</u>」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>合だけではなく、第三者に依頼して行わせる場合も想定され、そのような場合も本条に該当することを明確にすべきである。</p>
第十七条	<p>「専門性の高い知的財産権事件において、人民法院は、当事者の申請または職権により<u>相応の技術水準の専門知識のある者の立ち合いを要求するか、または、相応の技術水準の技術調査官を指定して証拠保全に参加させることができる。</u>」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>専門知識のある者および技術調査官の有すべき技術水準を明確にすべきである。</p>
第十九条	<p>「被申立人が保全された証拠が営業秘密に係ると主張し<u>その旨を挙証により証明した</u><del>する</del>場合、人民法院は、他の当事者に現場保全に参加しないよう要求しなければならない。」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>単に営業秘密であるとの主張のみではなく、営業秘密性について疎明・立証も必要とすべきである。</p>
第二十条	<p>「証拠保全の申立人が起訴<del>せず</del><del>しない</del>、または仲裁を申し立てず、<u>且つそれが不適切であり</u><del>ないことにより</del>、被申立人に損害を与えた場合、被申立人は、申立人が賠償責任を負うよう、保全措置を講じた人民法院に対して請求することができる。」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>証拠保全の結果、提訴や仲裁提起に到らなかったとしても、必ずしもそれが不適切とは言いきれない場合も有るため、本条に基づいて損害賠償請求を負う場合は、あくまで不提訴や仲裁不提起が不適切な場合に限るべきである。</p>
第三十条	<p>「被疑権利侵害者が第一審、第二審手続きのいずれにおいても従来技術、従来意匠の抗弁または先行使用の抗弁を主張せず、再審を申請する時に、当該抗弁に関する証拠</p>	<p>合理的な理由がある場合には証拠採用することを明確にすべきである。</p>

	<p>を提出した場合、<u>人民法院は、合理的な理由がある場合を除き通常、これを採用しない。</u>」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	
第三十一条	<p><del>「交換と反対尋問の証拠が営業秘密に関わるものである場合、当事者は閲覧、書き取り、複製、撮影をしてはならない。ただし、<u>人民法院の許可を得た代理弁護士、弁理士、専門知識のある他人は閲覧することができる。</u></del></p> <p><u>人民法院は、当事者の申請または職権により、交換と反対尋問の証拠が営業秘密に関わるものであるため秘密保持の措置が必要であると判断した場合には、当該証拠の閲覧、書き取り、複製、撮影をできる者を限定したり、秘密保持の裁定を下したり、証拠に接触した者に秘密保持承諾書に署名するよう命じたり、あるいは、訴訟参加人に秘密保持契約を締結させたり、<u>秘密保持に必要な措置を講じなければならない</u>ことができる。</u></p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>証拠が営業秘密に関わるものである場合、一律に当事者が閲覧等できず代理弁護士等のみが閲覧できるとするのではなく、証拠の内容、秘密性、当事者の申立等を踏まえて適切な秘密保持の措置を講じるようにすべきである。</p>
第三十四条	<p>「当事者は、<u>合理的な理由がある場合を除き上記同意を撤回してはならない。</u>」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>合理的な理由が存在する場合には撤回を認めても良いと考える。</p>
第四十二条	<p>「<u>専門知識のある者が出廷のために支出した交通費、宿泊費、食費等の必要費用は、合理的な費用の範囲で敗訴側当事者が負担する。</u>」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>必要経費は過度に贅沢なものであってはならず、合理的な範囲に限られるべきである。</p>

第四十四条	本条に定める「行政管理性規定」の意味を明確にされたし。	「行政管理性規定」の意味が不明である。
第四十七条	本条に定める「公証申立人と公証された事項とは利害関係がないこと」の意味を明確にされたし。	「公証申立人と公証された事項とは利害関係がないこと」の意味が不明である。

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)